

2025年(令和7年)

1月号 vol.267

千葉市消費生活センター

暮らしの情報

いずみ

悪質商法 ひかからん蔵



令和6年11月 相談件数



494件

(前月比: ▲26件)

(前年同月比: ± 0件)

掲載内容

- 関東甲信越ブロック 若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン
- 「PR投稿すると報酬がもらえる?!」 無料エステで勧誘される「簡単副業」に注意
- 多重債務って知っていますか?
- 多重債務者特別相談のご案内
- 消費者被害注意報

関東甲信越ブロック若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン

契約に不慣れな若者を狙った悪質商法や詐欺が後を絶ちません。

千葉市では、1~3月に関東甲信越の1都9県6政令指定都市及び国民生活センターと共同で、悪質商法による若者の消費者被害を防ぐためのキャンペーンを実施します。

啓発用リーフレットの配布

若者に多い消費者トラブルの事例を4コマ漫画で分かりやすく解説したリーフレットを、区役所や図書館、商業施設等で配布します。



ウマイ話には

裏があるかも…!

今だけ割引!

簡単に稼げる

「サイドビジネス商法」「マルチ商法」等、よくあるトラブル例と注意ポイントをリーフレットで確認してみましょう。



若者向け特別電話相談

「契約前の説明と違う」「強引に契約させられた」などの商品・サービスの契約トラブルについて、専門の相談員による電話相談を実施します。

困ったら、一人で悩まずすぐ相談!

インターネット消費生活相談はこちらをご確認ください。

日時

令和7年1月16日(木)・17日(金) 9:00~16:30

電話番号

043-207-3000(相談専用)



「PR投稿すると報酬がもらえる?!」

無料エステで勧誘される「簡単副業」に注意

令和5年秋以降、無料エステ体験でエステサロンに来店した際「月1回、広告を自分のSNSに投稿をすれば月1万円の報酬がもらえる副業がある」などと勧誘され、高額な加盟金を支払って始めたものの、実際には、報酬が支払われず、事業者との連絡が取れなくなったという相談が、**20代の女性を中心に**各地の消費生活センター等に数多く寄せられています。

具体的な事例の手口

- 1 友人や美容系予約アプリから無料エステサロンの情報を得てお店に行くと…



- 2 無料エステ体験中に、副業について勧誘されます。

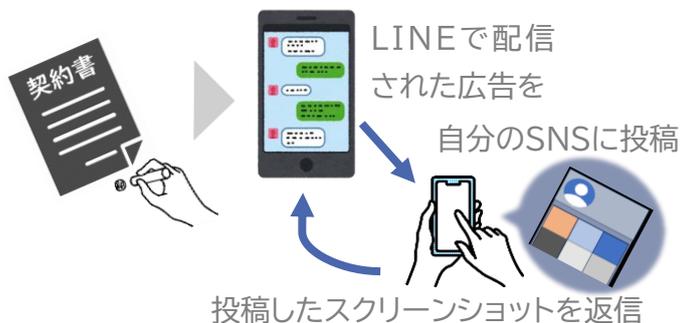
月1回 LINE に届く広告をSNSに投稿するだけで1万円もらえる

SNS に載せるには、PRエージェント加盟金が必要

加盟金はクレジットで分割払いできる



- 3 高額な加盟金を分割払いするクレジット契約を結び、副業の作業をします。しかし…



- 4 毎月「加盟金」の分割払い分の引き落としが続くものの、報酬の入金がなく、事業者との連絡も取れません。



トラブルに遭わないために

◆「無料体験」、「お試し施術」などをきっかけにした勧誘には御用心！

お得にエステ体験をすることができても、その後に様々な勧誘を受けて、最終的には高額な契約をすることになってしまふことがあります。雰囲気にもまれず、勧誘された契約の内容について慎重に判断しましょう。

◆高額な支払をするために長期のクレジット契約を求められるようなものには要注意！

副業に必要と説明され、高額なPRエージェント加盟金の支払をするために、長期のクレジット契約を求められる場合があります。このような高額な支払を求めながら、「実質無料」などとする「支払った以上の収入が得られる不透明な儲け話」は、実際には虚偽または誇大なセールストークであるおそれが高いので注意してください。

『消費者庁 若者ナビ!』のご案内

消費者庁 LINE 公式アカウント「消費者庁 若者ナビ!」では、若者向けの消費者トラブル関連の情報などを発信しています。

友だち登録はこちらから



被害に遭ったらあきらめずに「消費生活センター」へご相談ください！ ☎043-207-3000

多重債務って知っていますか？

多重債務とは？

『多重債務』とは、複数の消費者金融業者等からの借金が多額になり返済が困難となっている状態のことをいいます。

事例1	収入が減少したため、生活費やローン返済のために借金を重ねてしまった
事例2	複数のクレジットカードで買い物をし過ぎて支払いができない
事例3	ギャンブルの損失をオンラインカジノで埋めようと借金を重ねてしまった
事例4	大学の先輩から必ず儲かるからと投資用USBを購入するよう勧誘され、学生ローン3社から借り入れをして支払い購入したが、まったく儲からない

このように、借金を返済するためにさらに借金を重ねてしまう『多重債務』は深刻な社会問題にもなっています。

多重債務にならないために！

- ◇ 収支管理をしっかりとしましょう
- ◇ 必要性を考えてクレジットカードを利用しましょう
- ◇ 月々の支払いを確認しましょう
- ◇ クレジットカード利用時は、利用限度額を決めておきましょう

◆オンラインカジノは**犯罪**です！

海外で合法的に運営されているオンラインカジノであっても、日本国内から接続して賭博を行うことは犯罪になります。実際にオンラインカジノを客として利用した賭客が賭博罪で検挙された事例もあります。「知らなかった」では済まされません。**賭博は犯罪です。絶対にやめましょう。**

ギャンブル等依存症の相談窓口

千葉市こころの健康センターでギャンブル等依存症相談ができます。
詳しくはHPをご覧ください

 [千葉市ギャンブル相談](#)



多重債務者特別相談のご案内

消費生活センターでは、弁護士による多重債務者特別相談を実施しています。身近に『多重債務』でお困りの方がいましたらお早めにご相談ください。

日 時	毎月第2・4木曜日(祝日、年末年始を除く) 13:00~16:00
場 所	消費生活センター 2階
対 象 者	市内在住・在勤・在学の方
申込方法	事前予約制です。まずは、お電話でお申し込みください。 ☎043-207-3000(相談専用電話)



突然訪問・電話してきた業者は 家にいれない!安易に点検させない!



高齢者をねらった悪質な訪問販売や訪問買取などのトラブルの相談が多く寄せられています。

事例

給湯器の点検商法 「契約中のガス会社から依頼された。給湯器の無料点検に行く」と電話があり、了承した。来訪した業者から、「このままでは壊れる」「ガス漏れの危険がある」と不安を煽られ、高額な交換工事の契約をしてしまった。後日、契約中のガス会社に問い合わせると「全く関係のない業者だ」と言われ、給湯器は故障もなく交換の必要はなかった。

屋根の点検商法 突然業者がやってきて「近所で工事をしていたらお宅の屋根瓦が破損しているのが見えた。無料で点検する」と言われ依頼した。点検後、「このままだと雨漏りする。今日契約すれば特別に割引できる」と言われ、高額な屋根修理の契約してしまった。

訪問買取 「いらない衣類を買い取ります」と電話があり、訪問を了承した。衣類を見せたが、「貴金属はないか」「査定だけでも」としつこく聞かれ、指輪などを見せたところ、強引に買い取られてしまった。

不用品の処分で高額請求

「無料で不用品を引き取ります」のチラシを見て依頼。不用品を回収後に、「回収は無料だが、運搬費やリサイクル料金がかかる」と言われ、高額な料金を請求された。

年末の大掃除・引っ越し・自宅整理等で気を付けたい!

消費者トラブル防止のために

- 業者が突然来た場合は、**ドアを開けずインターホン越しに対応しましょう。**
- 電話や訪問で点検を持ち掛ける業者には**安易に点検させないようにしましょう。**
- その場では契約せず、複数社から見積もりを取り、十分に比較・検討したうえで契約しましょう。

家族構成やお金に関する話を聞かれても話さないようにしましょう。



悪質商法
ひっかからん蔵

- 買取業者から電話がかかってきても、**安易に訪問を承諾しないようにしましょう。**
- 訪問を承諾する場合は、一人では対応しないようにしましょう。
- 買い取りの勧誘を承諾していない貴金属の売却を迫られたら、**きっぱり断りましょう。**
- 不用品は市のごみの排出ルールを確認して、正しい方法で処分しましょう。
- 作業前に、見積もりや契約書などの書面の提示を求めるようにしましょう。

契約について不安に思ったり困ったりしたときは、消費生活センターに相談しましょう。

商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ

相談専用電話 043-207-3000

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く